

平成 30 年度介護保険制度・介護報酬改定の主な内容

平成 30 年 4 月 1 日から、介護保険制度及び介護報酬が改定されました。
今回の改定の主な内容は以下のとおりです。

● 今回の改訂のテーマ

平成 30 年度介護報酬改定では「団塊世代が 75 歳以上となる 2025 年に向けて、国民 1 人ひとりが状態に応じた適切なサービスを受けられるよう、質が高く効率的な介護の提供体制の整備を推進」することを掲げています。

① 地域包括ケアシステムの推進

- ・ 中重度の在宅要介護者や居住系サービス利用者、特別養護老人ホーム入所者の医療ニーズへの対応
- ・ 医療・介護の役割分担と連携の一層の推進
- ・ 医療と介護の複合的ニーズに対応する「介護医療院」の創設
- ・ ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保
- ・ 認知症の人への対応の強化
- ・ 口腔衛生管理の充実と栄養改善の取組の推進
- ・ 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

② 自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現・充実

- ・ リハビリテーションに関する医師の関与の強化
- ・ リハビリテーションにおけるアウトカム評価の拡充
- ・ 外部のリハビリ専門職等との連携の推進を含む訪問介護等の自立支援・重度化防止の推進
- ・ 通所介護における心身機能の維持に係るアウトカム評価の導入
- ・ 褥瘡の発生予防のための管理や排泄に介護を要する利用者への支援に対する評価の新設
- ・ 身体的拘束等の適正化の推進

③ 多様な人材の確保と生産性の向上

- ・ 生活援助の担い手の拡大
- ・ 介護ロボットの活用の促進
- ・ 定期巡回型サービスのオペレーターの専任要件の緩和
- ・ ICTを活用したリハビリテーション会議への参加
- ・ 地域密着型サービスの運営推進会議等の開催方法・開催頻度の見直し

④ 制度の安定性・持続可能性の確保

- ・ 福祉用具貸与の価格の上限設定等
- ・ 集合住宅居住者への訪問介護等に関する減算及び区分支給限度基準額の計算方法の見直し等
- ・ サービス提供内容を踏まえた訪問看護の報酬体系の見直し
- ・ 通所介護の基本報酬のサービス提供時間区分の見直し等
- ・ 長時間の通所リハビリの基本報酬の見直し